

## ◎新潟県告示第364号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、渡部及び金北山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和元年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 渡部鳥獣保護区

#### (1) 区域

燕市渡部地内の渡部橋西詰（大河津分水路左岸）を起点とし、ここから市道渡部幕島線に入って南西に進み、農道に入り、更に西に進み長岡市との境界線に至る。ここから同境界線を北西に進み、農道に至る。ここから同農道を北へ進み、県道新潟寺泊線に入り、同県道を西に進み長岡市との境界線に至る。ここから同境界線を北に進み、三角点（130.3メートル）を通過し、大河津分水路左岸に至る。ここから分水路左岸を南東に進み、県道に入って更に南東に進み、県道新潟寺泊線に至る。ここから同県道を南東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

森林鳥獣生息地

##### イ 指定目的

当該地域は大河津分水路の左岸に位置する丘陵地で、田畠、針葉樹林、落葉広葉樹林など多様な自然環境に恵まれた地域であり、コゲラ、ウグイス、メジロ、ホオジロをはじめ多様な野鳥が生息している。渡り鳥が多く観察される場所でもあることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

##### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

### 2 金北山鳥獣保護区

#### (1) 区域

佐渡市金井新保地内の航空自衛隊佐渡分屯基地から防衛省管理道路を北へ約500メートル進んだ曲がり角を起点とし、ここからさらに西へ進み白雲台地内で県道白雲台・乙和池・相川線との交点に至る。ここから県道白雲台・乙和池・相川線を西に進み、地獄谷の上方に至る。ここから三菱金属株式会社所有林地内の沢沿いに北西に下り、戸地川上流の沢の合流点に至る。ここから右岐の支流沿いに北東に上り林道境界線を横断し、沢を北東に下り、北片辺集落林地内の石花川上流の合流点に至る。更に右岐支流沿いに東に上り、旧両津市と旧相川町の境界線に至る。ここから東に下り、梅津川砂防堰堤に至る。ここから右岐の南沢を南に進み、吉井共有林組合地内の鞍部を南に進み、初盛ダム堰堤東詰に至る。ここから、同堰堤を横断し堰堤西詰に至り、ここから北西方向の稜線沿いに進み起点と結ぶ内部一円とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

森林鳥獣生息地

##### イ 指定目的

当該地域は、落葉広葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ウグイス、ヒヨドリなど多様な森林性鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

##### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。